

令和2年第4回 入間市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年4月24日(金) 開会 午前 9時18分
2. 開催場所 入間市庁舎 C棟 5階 501会議室
3. 出席委員(11人)

会長	12番	加藤博司	
会長代理	6番	久保田勝	
委員	1番	加藤敏夫	2番 中島敦夫
	4番	増田恒治	5番 齋木雅美
	8番	中村 亨	9番 池谷昭二
			11番 吉川光彦
4. 欠席委員(1人) 10番 宮岡幸江
5. 早退委員(0人)
6. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名 1番 加藤敏夫 2番 中島敦夫
 - 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について
 - 議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
 - 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
 - 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
7. 農地利用最適化推進委員
なし
8. 農業委員会事務局職員

事務局長	吉野	博明
主 幹	河西	多郎
9. その他の出席者
なし

10. 会議の概要

○議長

ただいまの出席は、農業委員11名。農業委員の出席が定足数に達しておりますので、これより第4回入間市農業委員会を開会いたします。

なお、本日は4月7日に新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が出された状況もありますので、農地利用最適化推進委員10名の出席は求めておりません。欠席の届出は、10番、宮岡幸江委員です。

会期についてお諮りいたします。会期は、本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

委員会会議規則第13条第2項の規定により、1番、加藤敏夫委員、2番、中島敦夫委員、以上2名を指名いたします。

本日の付議議案は、お手元に配付してあるとおりです。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番を議題といたします。

担当、2番、中島敦夫委員、説明をお願いします。

○農業委員2番(中島敦夫君)

2番、中島です。議案1号、1番についてご説明を申し上げます。

当事者、譲受人、〇〇〇〇〇、〇〇、〇〇〇〇。譲渡人、〇〇〇〇〇〇〇—〇—〇〇、〇〇、〇〇〇。土地の表示、地名、地番、地目、面積(平方メートル)の順に申し上げます。寺竹東桂〇〇〇〇—〇、畑、1, 441。申請理由、受人は農業経営の規模拡大を図るべく申請する。渡人は要望に応じる。摘要、自69アール。

4月17日の日に現地調査に行っていました。現場は東桂地区の狭山ゴルフ北側になります。申請地東側、南側、その西側が申請人の耕作している畑です。きれいに管理された畑でした。農作業をしていた人に聞きましたら、6月に収穫するニンニクとのことでした。〇〇さんの家族構成について申し上げます。本人、〇〇〇〇、〇〇歳、〇〇、〇、

〇〇さん、〇〇歳、〇〇、〇〇さん、〇〇歳、〇〇、〇〇〇さん、〇〇歳。〇〇さんのお宅は、根菜類を中心に、ニンニク、ジャガイモ、ラッキョウ等を栽培されている農家です。農機具についてもトラクター6台、耕運機2台、軽トラック3台等、必要なものは一切そろっております。特に問題ないと思います。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

また、担当地区法師推進委員さんも特に問題ないとの回答を頂いております。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

議案第1号の1番は、農業経営規模拡大のための農地の取得でございます。

農地法第3条の許可検討事項についてご説明申し上げます。ただいま中島委員さんより説明がありましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、申請人の耕作従事日数は150日以上であり、申請地を含めた耕作面積は83アールとなり、50アールの下限面積要件にも合致いたします。申請地の耕作状況は、現在作付されていない畑であり、許可後は野菜畑として利用する計画であり、周辺農地への影響もないと思われれます。

以上、農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当しないことをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

どうもありがとうございました。

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑ありましたらお願いいたします。

(なし。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○議長

どうもありがとうございます。全員賛成です。

本件は、許可申請であり、許可することに決定いたしました。

次に、2番を議題といたしますが、2番から6番までは関連がございますので、一括審議をさせていただきたいと思っております。ご異議はありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、2番から6番までを一括議題といたします。

担当、1番、加藤敏夫委員、説明をお願いします。

○農業委員1番(加藤敏夫君)

1番、加藤です。議案第1号、2番から6番を一括して説明させていただきます。

なお、議案書を読み上げさせていただきますが、件数が多いため、3番以降は一部読み上げを省略させていただきたいと思っております。読み上げる部分は、貸渡人、住所、氏名、筆数合計面積の3点とさせていただきます。

それでは、2番を説明させていただきます。借受人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇—〇〇—〇〇、〇〇〇〇〇〇〇株式会社〇〇〇〇、貸渡人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇—〇、〇〇〇、〇〇〇〇〇、土地の表示、地名、地番、地目、面積の順に申し上げます。野田下池〇〇〇〇、畑、1, 923平米。同じく〇〇〇〇、畑、2, 357平米、合計4, 280平米。申請理由、受人は〇〇〇〇〇〇〇〇を営み、ウサギの餌となる農作物を栽培している。規模拡大を図るべく申請する。渡人は要望に応じる。摘要、自71アール。

3番、貸渡人、〇〇〇〇〇〇〇〇—〇〇—〇、〇〇、〇〇〇〇〇、3筆、1, 820平米。

4番、貸渡人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇—〇、〇〇、〇〇〇〇〇、2筆、862平米。

5番、貸渡人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇—〇、〇〇〇、〇〇〇〇〇、4筆、1, 813平米。

6番、貸渡人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇—〇〇—〇、〇〇〇、〇〇〇〇〇、1筆、1, 871平米。

4月19日に宮岡推進委員と現地を確認してまいりました。また、借受人である〇〇〇〇〇〇〇〇さんからも電話をいたしまして、いろいろと聞いてまいりました。申請地は現在、これは野田の畑ですけれども、イタリアンライグラスですか、播種されていまして、大変きれいに整備されております。また、現在耕作されている宮寺地区の状況などから、耕作に支障はないと思われれます。宮岡推進委員も同じ意見でしたが、ご審議くださるようよろしくお願いいたします。

(なし。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○議長

ありがとうございます。全員賛成です。

本件は許可申請であり、許可することに決定いたしました。

次に、3番を議題といたしますが、7番から14番までは関連がございますので、一括審議をさせていただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、7番から14番までを一括議題といたします。

担当、8番、中村亨委員、説明をお願いします。

○農業委員8番(中村 亨君)

8番、中村です。議案第1号、7番から14番を一括して説明させていただきます。

なお、議案書を読み上げさせていただきますが、件数が多いため、8番以降は一部読み上げを省略させていただきます。読み上げる部分は、譲渡人の住所、氏名、筆数、合計面積の3点とさせていただきます。

7番、譲受人、○○○○○○—○○—○、○○、○○○○。譲渡人、○○○○○○○○—○、○○、○○○○。土地の表示、地名、地番、地目、面積の順に申し上げます。木蓮寺久保○○○、畑、708平方メートル。申請理由、受人は農業経営の規模拡大を図るべく申請する。渡人は要望に応じる。摘要、自189アール。

8番、譲渡人、○○○○○○—○、○○○○、○○○○、1筆、1、139平米。

9番、譲渡人、○○○○○○—○、○○○○、○○○○、1筆、788平方メートル。

10番、譲渡人、○○○○○○—○、○○○○、○○○○、4筆、4、451平米。

11番、譲渡人、○○○○○○—○、○○○○、○○○○、4筆、2、114平米。

12番、譲渡人、○○○○○○—○、○○○○、○○○○、2筆、4、361平米。

13番、譲渡人、○○○○○○—○、○○○○、○○○○、1筆、866平米。

14番、譲渡人、〇〇〇〇〇〇—〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇ほか1名、1筆、1,240平米。

4月の21日に法師推進委員と現地確認を行い、また譲受人である〇〇〇の〇〇さんから電話にて話を伺いました。申請地は植木畑や野菜畑となっており、適正に管理されております。許可後は、果樹園として利用すると伺っております。〇〇〇の農地は、野菜畑や果樹園となっております。現在の耕作状況から耕作に支障はないと思われます。法師推進委員も同じ意見でしたが、ご審議くださるようよろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

ただいまの議案第1号の7番から14番は、農業経営規模拡大のための農地の取得の申請でございます。本申請における筆数は全部で15筆、合計面積は1万5,667平米であります。議事録における詳細な譲受け農地の土地の表示等は、巻末に議案書を添付することで対応させていただきます。

それでは、農地法第3条の許可検討事項についてご説明申し上げます。中村委員より説明がありましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、申請人の耕作従事日数は150日以上であり、7番から14番までの申請地を含めた耕作面積は345アールとなり、50アールの下限面積要件にも合致いたします。申請地の耕作状況は、現在作付けされていない畑などであり、許可後は果樹を植えて利用する計画であり、周辺農地への影響もないと思われます。

以上、農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当しないことをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(なし。の声)

○議長

地はなく、16号線宮寺交差点からごく近い立地であり、有効活用されることに問題はないと思われま

す。岩田委員とは4月20日に現地を確認し、特に問題はないとの考えを報告いただいております。

以上、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長

どうもありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

議案第2号の1番については、〇〇〇を営む借受人が駐車場を設置するための農地転用許可申請でございます。

皆様のお手元のほうに土地利用計画図、こちらがございますので、併せて御覧いただければと思います。都市計画法に関しましては、建築物を建てる計画ではないため、開発許可等は必要ございませんが、2,000平米以上の駐車場であることから、申請人は市に対し、人間市宅地開発指導要綱に基づく事前協議を行っております。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項についてご説明申し上げます。申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当いたしません。また、農地の集団性について確認したところ、10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができる」と認められないに合致いたします。

次に、一般基準についてあらかじめ事務局にて審査したところ、造成費等については、〇〇〇で賄う計画となっており、〇〇〇〇〇が添付されていることから、資金の調達については支障がないと判断できます。このほか、一般基準についても全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地への悪影響がないものと判断されれば、許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑ありましたらお願いいたします。

(なし。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○議長

ありがとうございます。全員賛成です。

本件は3, 000平方メートルを超える許可申請の意見具申でありますので、許可相当として埼玉県農業会議への意見照会后、県に進達いたします。

次に、2番を議題といたします。

担当、6番、久保田勝委員、説明をお願いします。

○農業委員6番(久保田 勝君)

6番、久保田です。2番についてご説明申し上げます。

譲受人、〇〇〇〇〇〇—〇〇—〇、〇〇〇、〇〇〇〇。譲渡人、〇〇〇〇—〇〇、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。土地の表示、地名、地番、地目、面積の順に申し上げます。〇〇〇〇〇〇〇—〇、畑、167平方メートル。申請理由、受人は〇〇〇を営んでいるが、借用中の資材置場が手狭となったことから、申請地へ移転すべく申請する。摘要、資材置場。

理由書が来ていますので、読み上げます。

現在、資材置場用地として使用している〇〇〇〇〇〇—〇〇—〇〇ですが、業務も以前より増えてきて手狭となってしまう、作業車の駐車が路上になってしまうことや、資材が置けなくなってしまう状況があります。

また、トラックでの取引先からの資材の搬入の時に、路上での積み下ろし作業となるので車の通行を妨げてしまうことも多々あります。

その為、今より広い土地を数年前から探しておりました。(事務所から半径2キロメートルから3キロメートルの範囲内)。今回の入間市牛沢町の土地については、事務所から直線距離で2.5キロメートルの範囲内で、弊社の取引先・現場が狭山市、入間市から八王子辺りまでであるので、現場に急行するのにとても便利な立地条件であります。また、土地の広さも丁

度良く、今回の申請に至りました。

その他、現在使用している場所は、〇〇〇〇〇がすぐ近くにあり、児童の通学路になっている為、危ないこともあります。子供を守るためにも早めに移転したほうが良いと考えており、今回の申請となりました。

以上、ご検討いただけましたら幸甚でございます。

ということで、17日に現地を確認してまいりました。申請地は、県道富岡入間線の牛沢地区から南へ200メートルほど入ったところになります。付近には既に住宅が建っており、案内図の白抜きの三角形は山林で、そこも使い一体利用で、出入口の一部をコンクリート敷きで、あとは砂利敷きの計画です。申請地の南側は宅地、西側は山林で、東側と北側が道路です。付近には農地も少なく、農地への影響も少ないと思われま

す。東金子地区担当貫井推進委員からは、19日に確認し、問題はないということです。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

ただいまの議案第2号の2番については、〇〇〇を営む譲受人が申請地へ資材置場を移転するための農地転用許可申請でございます。

皆様のお手元のほうに土地利用計画図のほうを配らせていただきましたので、御覧いただければと思います。都市計画法に関しては、建築物を建てる計画ではないため、開発許可等は必要ございません。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項についてご説明申し上げます。申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当しません。また、農地の集団性について確認したところ、10ヘクタールを超える集団農地ではないことから第2種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができる」と認められないに合致いたします。

次に、一般基準についてあらかじめ事務局にて審査したところ、土地取得費、造成費等に

については、〇〇〇〇で賄う計画となっており、〇〇〇〇〇が添付されていることから、資金の調達については支障がないと判断できます。このほか、一般基準についても全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、周辺農地への悪影響がないものと判断されれば、許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

どうもありがとうございました。

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(なし。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○議長

ありがとうございます。全員賛成です。

本件は許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

次に、3番を議題といたします。

担当、8番、中村亨委員、説明をお願いします。

○農業委員8番(中村 亨君)

8番、中村です。3番についてご説明申し上げます。

当事者、借受人、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇。貸渡人、〇〇〇〇〇〇、〇〇、〇〇〇〇。土地の表示、地名、地番、地目、面積(平方メートル)の順に申し上げます。南峯中桂〇〇〇〇—〇〇、畑、285。同じく〇〇〇〇—〇〇、畑、4.16、計289.16。申請理由、受人は現在、〇〇〇〇に居住しているが、子供の成長に伴い手狭となったことから、自己用住宅を建築すべく申請する。摘要、自己用住宅、69.56平米。

理由書が届いていますので、抜粋して読み上げます。

現在私は、〇〇〇〇の〇〇〇〇に〇と〇〇と〇〇、〇〇の五人で暮らしています。子供の成長に伴い家財道具なども増え、手狭になってきたので新居の計画を立てました。人間市内

業を行っていくことに関し問題はないと思われまますので、ご報告いたします。

また、担当地区推進委員の中村さんより現地確認の報告があり、現地圃場はもとより、
周囲圃場にも問題となるようなことはないとの報告を頂いております。

以上、よろしくご審議ください。

○議長

どうもありがとうございました。

担当委員の説明がありましたが、今後も引き続き農業経営を行う者と認められますので、
適格者として認めることについてご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、適格者であることの証明を行うことに決定いたしました。

報告事項に入ります。

農地法第3条の3第1項の規定による届出については3件、同法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出については2件、同法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出については10件、それぞれ入間市農業委員会事務局事務専決規程第3条の規定により専決処分され、同規程第5条により報告第1号、第2号及び第3号のとおり報告がありました。

これで付議された議案は全て終了いたしましたので、委員会を閉会し、協議会に切り替えます。

閉会 午前 9時59分